

1 新たな大都市制度の創設 ～指定都市市長会の提案の基本的スタンス～(案)

(1) 基礎自治体優先の原則 ～自らの選択と自己責任に基づく自立経営～

「**地域のことは地域に住む住民が責任をもって決めることができる**」ようにするため、住民に最も身近で総合行政が可能な基礎自治体(市町村)に権限を集約し、必要がある場合に限って広域自治体や国が「補完」という**基礎自治体優先の原則**により、**地域主権(地方分権)改革を進めるべき**



住民に最も身近である**基礎自治体**に、国や都道府県から権限と財源を大幅に移譲し、**自らの選択と自己責任に基づく自立経営**を行っていく ⇒ **活気に満ちた地域社会に！**

(2) 地域の実情に応じた多様な大都市制度

新たな大都市制度のあり方とは

大都市が、**自立的に行政運営・都市経営を展開し**、住民の多様なニーズ及び大都市特有の行政課題に的確に対応しつつ、**圏域全体・日本全体の発展に貢献していくことが可能な制度**

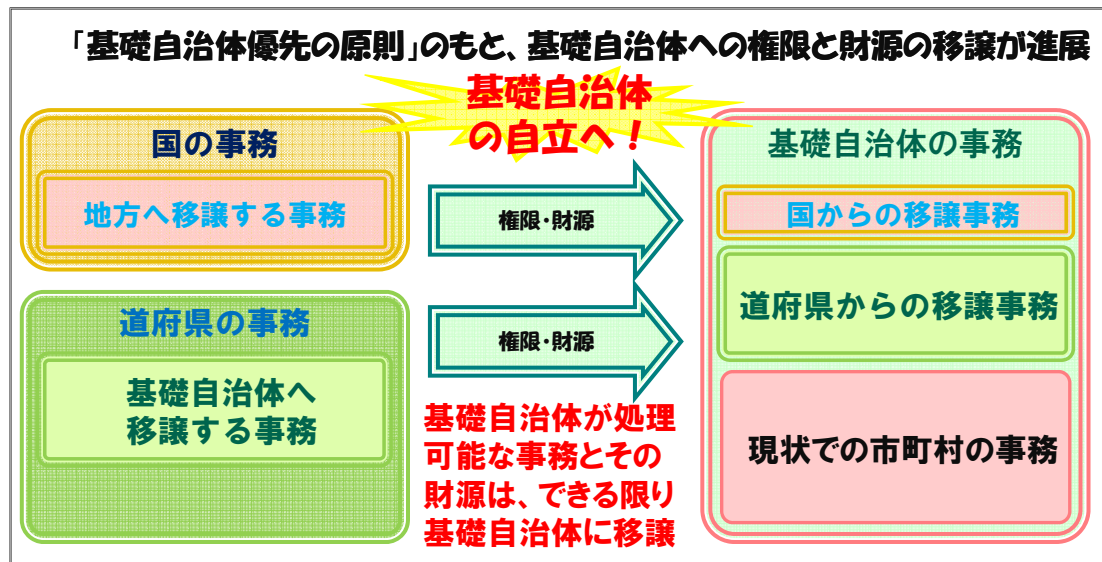
ただし、都市により、その規模や成り立ちの違い、広域自治体(道府県)との関係性、地域で果たしている役割などそれぞれ異なる特性があることから、全国一律の画一的な制度を適用するということではなく、**地域の実情に応じた多様な大都市制度**を考えていく必要がある。

(3) あるべき大都市制度の一つの姿として「特別自治市」を提案！ ～「基礎自治体優先の原則」の究極の形～

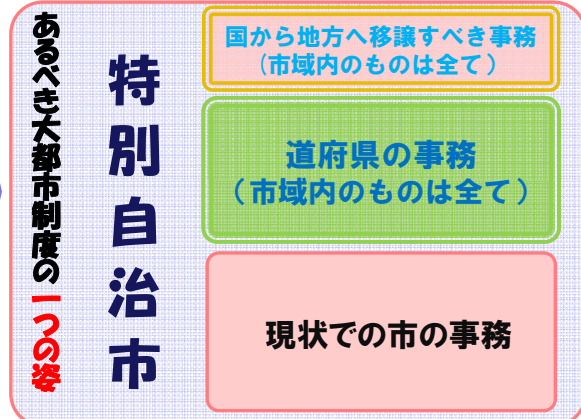
◆指定都市市長会では、あるべき大都市制度の一つの姿として、特別自治市制度を提案！

◆「**特別自治市**」とは、基礎自治体であるとともに、高度な行政能力を備え、圏域及び日本全体の成長エンジンである大都市が、財源と責任を持って、地方の行うべき事務の全てを一元的に担う、いわば、基礎自治体優先の原則の究極の形

- ① 住民に最も身近な基礎自治体が、包括的な権限と財源をもつことにより、これまで以上に、**住民のニーズに沿った、より良い行政サービスを、的確・迅速・柔軟に提供**することが可能に。
- ② 大都市は周辺基礎自治体と連携し、自立的に行政経営を展開することにより、これまで以上に**大都市圏全体、日本全体の経済成長を牽引**していく。



☆特別自治市は、財源と責任を持って、地方の行うべき事務の全てを一元的に担う



※特別自治市の担う事務は、広域自治体・周辺基礎自治体との関係性や、事務処理の効率性等の観点から、一部の事務を広域自治体に委託するなど、**地域の特性にあった多様な形**を採りうる